

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

へ 特定廃棄物収集等受託者が特定廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車の位置情報を常時把握することができよう、これに必要な設備を有する車両を用いて、特定廃棄物収集に係る業務を実施すること。

三〇五 (略)

二〇四 (略)

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第二十四号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第七条第一項ただし書、第十四条第一項ただし書及び第十四条の四第一項ただし書の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者並びに産業廃棄物管理票の交付を要しない場合に関する省令の一部を改正する省令

平成二十九年十月二十七日
環境大臣 中川 雅治

一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者並びに産業廃棄物管理票の交付を要しない場合に関する省令の一部を改正する省令

規程の特例を定める省令（平成二十七年環境省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>（一）一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）</p> <p>第二条 法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、当分の間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第二条各号に掲げる者のほか、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第二条第四項に規定する中間貯蔵を行うために必要な施設（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則（平成十六年環境省令第十二号）第三条に規定する区域内に所在する施設であつて、廃棄物の保管の用に供されるものをいう。以下</p>	<p>（一）一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）</p> <p>第二条 法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、当分の間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第二条各号に掲げる者のほか、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第二条第四項に規定する中間貯蔵を行うために必要な施設（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則（平成十六年環境省令第十二号）第三条に規定する区域内に所在する施設であつて、廃棄物の保管の用に供されるものをいう。以下</p>

「中間貯蔵を行うために必要な施設」という。）において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬を行う者であつて、次のいずれかに該当するものとする。

一 国の委託を受けて自ら一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬を受託して行う場合に限る。）

二 国の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（前号に掲げる者を除く。）であつて、次のいずれにも該当するもの（中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬を受託して行う場合に限る。以下この条において「一般廃棄物収集等一次受託者」という。）

「中間貯蔵を行うために必要な施設」という。）において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬を行う者であつて、次のいずれかに該当するものとする。

一 国の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬を受託して行う場合に限る。）

（新規）

- 記載した事項に変更が生じたときも、同様とする。
- (1) 当該一般廃棄物収集等一次受託者の受託業務に係る委託を受ける者（当該受託業務が数次の委託契約によつて行われるときは、国と一般廃棄物収集等一次受託者との間の委託契約の後次の全ての委託契約の当事者（委託を受ける者に限る。）を含む。）の氏名又は名称
- (2) 当該者が行う中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬の内容
- (3) 当該者が次に掲げる基準に適合する者であること。
- (1) 受託した業務（当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。

- (ロ) 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
- (ハ) いかなる方法をもってするかを問わず、受託した業務を一括して他人に委託しない者であること。
- 委託契約を書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項を定め、かつ、必要な書面を添付すること。
 - (1) 委託する一般廃棄物の数量
 - (2) 収集又は運搬する一般廃棄物の数量
 - (3) 一般廃棄物の運搬の最終目的地の所在地
 - (4) その他必要な事項
- ハ 国との間の委託契約に、イの規定により国の書面による承諾を受けた者がイ(3)の基準に適合しなくなったとき及び当該一般廃棄物収集等一次受託者がイの承諾を受けずに受託した業務を委託したときは、国において当該委託した業務を解除することができる旨の条項を定めること。
- ニ 中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬に関する運行計画(次号において「一般廃棄物収集等運行計画」という。)を作成すること。
- ホ 中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、当該収集又は運搬の用に供する運搬車の位置情報を常時把握すること。
- 三 一般廃棄物収集等一次受託者が国から受託した業務に係る委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者であつて、次のいずれにも該当するもの(中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬を受託して行う場合に限る。ロにおいて「一般廃棄物収集等受託者」という。)

- 二 国から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者であつて、次のいずれにも該当する者(中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬を受託して行う場合に限る。)

- イ 前号イ(3)に適合すること。
 - ロ 国と一般廃棄物収集等一次受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該一般廃棄物収集等受託者が中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬を委託しようとする者として記載されていること。
 - ハ 委託契約を書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項を定め、かつ、必要な書面を添付すること。
 - (1) 委託又は受託する一般廃棄物の数量
 - (2) 収集又は運搬する一般廃棄物の数量
 - (3) 一般廃棄物の運搬の最終目的地の所在地
 - (4) その他必要な事項
 - ニ 一般廃棄物収集等運行計画に基づき、中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬を行うこと。
 - ホ 一般廃棄物収集等一次受託者が中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車の位置情報を常時把握することができるよう、これに必要な設備を有する車両を用いて、当該一般廃棄物の収集又は運搬を実施すること。
- (産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)

- イ 当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。
 - ロ 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
 - ハ 自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。
 - 二 国と当該受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該受託者が一般廃棄物の収集又は運搬を委託しようとする者として記載されていること。
- (新規)
- (産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)
- 第四条 法第十四条第一項ただし書の環境省令で定める者は、当分の間、規則第九条各号に掲げる者のほか、中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとな

る産業廃棄物の収集又は運搬を行う者であつて、次のいずれかに該当するものとす

一 国の委託を受けて自ら産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる産業廃棄物の収集又は運搬を受託して行う場合に限る。）

二 国の委託を受けて産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（前号に掲げる者を除く。）であつて、次のいずれにも該当するもの（中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる産業廃棄物の収集又は運搬を受託して行う場合に限る。以下この条において「産業廃棄物収集等一次受託者」という。）

イ 次に掲げる事項を記載した書面を国に提出し、当該産業廃棄物収集等一次受託者が受託業務を委託することについてあらかじめ国の書面による承諾を受けていること。国に提出した書面に記載した事項に変更が生じたときも、同様とする。

(1) 当該産業廃棄物収集等一次受託者の受託業務に係る委託を受ける者（当該受託した業務が数次の委託契約によつて行われるときは、国と産業廃棄物収集等一次受託者との間の委託契約の後次の全ての委託契約の当事者（委託を受ける者に限る。）を含む。）の氏名又は名称

(2) 当該者が行う中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる産業廃棄物の収集又は運搬の内容

(3) 当該者が次に掲げる基準に適合する者であること。

(イ) 受託した業務（当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。

る産業廃棄物の収集又は運搬を行う者であつて、国の委託を受けて産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる産業廃棄物の収集又は運搬を受託して行う場合に限る。）とする。

(新規)

(新規)

(ロ) 法第十四条第五項第二号イからハまでのいずれにも該当しないこと。

(ハ) いかなる方法をもつてするかを問わず、受託した業務を一括して他人に委託しない者であること。

ロ 委託契約を書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項を定め、かつ、必要な書面を添付すること。

(1) 委託する産業廃棄物の数量

(2) 収集又は運搬する産業廃棄物の数量

(3) 産業廃棄物の運搬の最終目的地の所在地

(4) その他必要な事項

ハ 国との間の委託契約に、イの規定により国の書面による承諾を受けた者がイ(3)の基準に適合しなくなつたとき及び当該産業廃棄物収集等一次受託者がイの承諾を受けずに受託した業務を委託したときは、国において当該委託した業務を解除することができる旨の条項を定めること。

二 中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる産業廃棄物の収集又は運搬に関する運行計画（次号において「産業廃棄物収集等運行計画」という。）を作成すること。

ホ 中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる産業廃棄物の収集又は運搬に当たつては、当該収集又は運搬の用に供する運搬車の位置情報を常時把握すること。

三

産業廃棄物収集等一次受託者が国から

受託した業務に係る委託を受けて産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者であつて、次のいずれにも該当するもの（中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる産業廃棄物の収集又は運搬を受託して行う場合に限る。ロにおいて「産業廃棄物収集等受託者」という。）

イ 前号イ(3)に適合すること。

(新規)

ロ 国と産業廃棄物収集等一次受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該産業廃棄物収集等受託者が中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる産業廃棄物の収集又は運搬を委託しようとする者として記載されていること。

ハ 委託契約を書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項を定め、かつ、必要な書面を添付すること。

- (1) 委託又は受託する産業廃棄物の数量
- (2) 収集又は運搬する産業廃棄物の数量
- (3) 産業廃棄物の運搬の最終目的地の所在地
- (4) その他必要な事項

二 産業廃棄物収集等運行計画に基づき、中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる産業廃棄物の収集又は運搬を行うこと。

ホ 産業廃棄物収集等一次受託者が中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車の位置情報を常時把握することができよう、これに必要な設備を有する車両を用いて当該産業廃棄物の収集又は運搬を実施すること。

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)

第五条 法第十四条の四第一項ただし書の環境省令で定める者は、当分の間、規則第十条の十一各号に掲げる者のほか、中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を行う者であつて、次のいずれかに該当するものとする。

一 国の委託を受けて自ら特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を受託して行う場合に限る。）

二 国の委託を受けて特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（前号に掲げる者を除く。）であつて、次のいずれにも該当するもの（中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を受託して行う場合に限る。以下この条において「特別管理産業廃棄物収集等一次受託者」という。）

イ 次に掲げる事項を記載した書面を国に提出し、特別管理産業廃棄物収集等一次受託者が受託業務を委託することについてあらかじめ国の書面による承諾を受けていること。国に提出した書面に記載した事項に変更が生じたときも、同様とする。

(1) 当該特別管理産業廃棄物収集等一次受託者の受託業務に係る委託を受ける者（当該受託した業務が数次の委託契約によつて行われるときは、国と特別管理産業廃棄物収集等一次受託者との間の委託契約の後次の全ての委託契約の当事者（委託を受ける者に限る。）を含む。）の氏名又は名称

(2) 当該者が行う中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の内容

(3) 当該者が次に掲げる基準に適合する者であること。

(イ) 受託した業務（当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。

(新規)

(新規)

- (ロ) 法第十四条第二項第五号イから
へまでのいずれにも該当しないこ
と。
- (ハ) いかなる方法をもってするかを
問わず、受託した業務を一括して
他人に委託しない者であること。
- 委託契約を書面により行い、当該委
託契約書には、次に掲げる事項につい
ての条項を定め、かつ、必要な書面を
添付すること。
- (1) 委託する特別管理産業廃棄物の数
量
- (2) 収集又は運搬する特別管理産業廃
棄物の数量
- (3) 特別管理産業廃棄物の運搬の最終
目的地の所在地
- (4) その他必要な事項
- ハ 国との間の委託契約に、イの規定に
より国の書面による承諾を受けた者が
イ(3)の基準に適合しなくなったとき及
び当該特別管理産業廃棄物収集等一次
受託者がイの承諾を受けずに受託した
業務を委託したときは、国において当
該委託した業務を解除することができ
る旨の条項を定めること。
- ニ 中間貯蔵を行うために必要な施設に
おいて保管されることとなる特別管理
産業廃棄物の収集又は運搬に関する運
行計画（次号において「特別管理産業
廃棄物収集等運行計画」という。）を作
成すること。
- ホ 中間貯蔵を行うために必要な施設に
おいて保管されることとなる特別管理
産業廃棄物の収集又は運搬に当たって
は、当該収集又は運搬の用に供する運
搬車の位置情報を常時把握すること。

三

特別管理産業廃棄物収集等一次受託者
が国から受託した業務に係る委託を受け
て一般廃棄物の収集又は運搬を業として
行う者であつて、次のいずれにも該当す
るもの（中間貯蔵を行うために必要な施

(新規)

<p>1 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>2 (罰則に関する経過措置) この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>設において保管されることとなる特別管 理産業廃棄物の収集又は運搬を受託して 行う場合に限る。ロにおいて「特別管理 産業廃棄物収集等受託者」という。）</p> <p>イ 前号イ(3)に適合すること。</p> <p>□ 国と特別管理産業廃棄物収集等一次 受託者との間の委託契約に係る契約書 に、当該特別管理産業廃棄物収集等受 託者が中間貯蔵を行うために必要な施 設において保管されることとなる特別 管理産業廃棄物の収集又は運搬を委託 しようとする者として記載されている こと。</p> <p>ハ 委託契約を書面により行い、当該委 託契約書には、次に掲げる事項につい ての条項を定め、かつ、必要な書面を 添付すること。</p> <p>(1) 委託又は受託する特別管理産業廃 棄物の数量</p> <p>(2) 収集又は運搬する特別管理産業廃 棄物の数量</p> <p>(3) 特別管理産業廃棄物の運搬の最終 目的地の所在地</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>ニ 特別管理産業廃棄物収集等運行計画 に基づき、中間貯蔵を行うために必要 な施設において保管されることとなる 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を 行うこと。</p> <p>ホ 特別管理産業廃棄物収集等一次受託 者が中間貯蔵を行うために必要な施設 において保管されることとなる特別管 理産業廃棄物の収集又は運搬の用に供 する運搬車の位置情報を常時把握する ことができるよう、これに必要な設備 を有する車両を用いて、当該特別管理 産業廃棄物の収集又は運搬を実施する こと。</p>
--	--